

よくある質問(令和8年度 幼児二人同乗用自転車等購入費補助事業)

令和8年4月時点

分類	No.	質問	回答
基本事項	1	令和8年3月31日以前に購入した自転車等は補助の対象となりますか。	補助対象ではありません。令和8年4月1日から令和9年2月28日までに購入した幼児二人同乗用自転車等が対象となります。
	2	補助金額はいくらですか。	消費税を含む対象経費の合計額の2分の1(限度額3万円※電動アシスト付きの場合5万円、1,000円未満の端数切り捨て)となります。
	3	振込時期を教えてください。	原則、申請受付後2か月以内に指定の口座へ振り込みます。ただし、必要書類の確認に時間を要する場合は、お時間をいただくことになります。
	4	予算の上限に達した場合、翌年度に補助金の申請はできますか。	申請はできません。 令和8年度の対象となる購入期間(令和8年4月1日から令和9年2月28日)に購入した自転車等は、令和8年度の申請期間(令和8年6月1日から令和9年3月15日)内の申請となります。
	5	小学生の兄弟と合わせて2人の子供を養育していますが、補助の対象となりますか。	補助対象ではありません。
	6	市内で居住し、乳児1人と幼児1人を養育しています。対象となりますか。	子どもの要件は、「2名以上の未就学児」であるため、対象となります。
	7	現在、第2子を妊娠中ですが補助の対象となりますか。	申請日において「同一世帯に属する2名以上の未就学児の養育を行っていること」が要件となるため、現時点では補助対象ではありません。 「第2子出生後」かつ「第1子が小学校就学の始期に達するまで」が補助対象の要件を満たす期間となります。
対象物品	8	補助対象となる経費を教えてください。	①幼児二人同乗用自転車の購入費 ②幼児用座席の購入費(①と同時購入のみ) ③幼児用ヘルメットの購入費(①と同時購入のみ) ※防犯登録料、自動車損害賠償保険料、安心保障サービス登録料等は対象外です。
	9	インターネットで購入した自転車等は補助対象となりますか。	インターネット上で購入された場合は対象外です。市内販売店(全国展開の量販店含む)での購入に限ります。 領収書に記載される販売店舗の所在地が市内であることが必要です。
	10	中古品や整備済み品は補助対象となりますか。	補助対象となりません。新品の自転車等の購入に限ります。
	11	補助対象となる数量の上限はありますか。	1回の申請において交付を受けることができる上限数は以下のとおりです。 ・自転車本体⇒1台 ・幼児用座席⇒2台 ・幼児用ヘルメット⇒養育する未就学児の人数分 また、1世帯当たり補助金交付を受けられるのは1回限りです。
	12	幼児用座席や幼児用ヘルメットを、幼児二人同乗用自転車とは別にインターネットで購入しました。幼児用座席や幼児用ヘルメットは、補助の対象になりますか。	補助の対象となりません。幼児用座席や幼児用ヘルメットは、幼児二人同乗用自転車と同時購入(同一の店舗で)に限り、補助の対象となります。
	13	幼児二人同乗用自転車の座席が1つだけ装着している状態でも、補助の対象となりますか。	幼児二人同乗用自転車(幼児二人同乗基準適合車)の購入時に、幼児用座席が1つだけ装着された状態でも補助対象としていただいても構いません。ただし、子ども一人乗せ自転車(幼児二人同乗基準適合車でないもの)を対象とするものではありません。
	14	現在、幼児二人同乗用自転車を保有していますが、買い替えの購入費用を補助金の対象として申請することは可能ですか。	買い替えであっても要件(未就学児2人以上の養育、市内販売店で購入する新品、1世帯当たり1回限り等)を満たしていれば申請することができます。
補助申請	15	領収証に記載されている店舗の住所が高槻市以外の場合も補助の対象でしょうか。	対象ではありません。市内販売店で購入されたものが対象となります。
	16	領収書の宛名が申請者の氏名ではなく、同一世帯員の氏名でも問題ありませんか。	「申請者」、「領収書の宛名」、「振込口座名義」はすべて同一の氏名としてください。
	17	販売店舗で購入した際、「購入者(申請者)の氏名」が記載された領収書の発行を受けていません。レシートでも補助金の申請はできますか。	「購入者(申請者)の氏名」は必ず必要となります。 「領収書等の写し」は、レシートの提出でも問題ありませんが、以下の項目が明記されていることは必須要件となります。 1. 購入者の氏名(申請者に限る) 2. 購入日 3. 購入店舗 4. 購入店舗の所在地 5. 購入品目 6. 購入金額 ※レシートの余白に購入者氏名を記載してもらい、販売員等の押印(改ざん防止のため)があるものでも構いません。
	18	防犯登録料は補助の対象となりますか。	対象ではありません。
	19	補助対象経費は消費税を含めた金額ですか。	消費税を含めた金額となります。
	20	幼児二人同乗用自転車購入時に、各種割引ポイントやクーポンを使用して購入した場合、当該割引分の金額を含めて補助対象経費として申請できますか。	各種割引ポイントやクーポンを使用した部分については、補助対象経費として申請できません。当該割引分の金額を除き、購入時に支払った金額を申請してください。
21	申請は何回でもできますか。	補助金の交付は、1世帯につき対象の自転車1台としているため、申請は1回限りとなります。	
22	補助金の交付を受けた自転車が盗難にあった場合は、再度、補助申請できますか。	補助金の交付は、1世帯につき対象の自転車1台としているため、再申請はできません。	